

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1067号)

平成24年10月29日

横情審答申第1067号

平成24年10月29日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年2月22日環創地第697号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙（地籍調査に関するもので
3ページのもの）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙（地籍調査に関するもので3ページのもの）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙（地籍調査に関するもので3ページのもの）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年1月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書は、横浜市で地籍調査を実施した地区における特定の土地の地籍調査の内容に関して、当該土地に関係する個人（以下「本件個人」という。）から実施機関へ提出された手紙である。本件申立文書には、本件個人及び第三者の氏名が含まれており、開示することにより特定の個人を識別することができることから非開示とした。

また、本件申立文書には、特定の土地の地籍調査の内容に関する本件個人の実施機関への要望が具体的に記載されている。実施機関に対してどのような要望を行ったのかという情報は、一般に他人に知られたいくない情報であると考えられる。そのため、本件申立文書を開示することにより本件個人の権利利益を害するおそれがあることから、本件申立文書全体が本号本文に該当するため非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第2号ただし書イの該当性について

異議申立人（以下「申立人」という。）は、自らが保有する文書が本件申立文書と同一であるかを確認するために本件請求をしたこと及び本件申立文書を開示することによる不利益よりも、情報が非開示になることによって受ける申立人らの損害

が回復されない不利益の方が甚大であるという個別的理由により、本号ただし書イの該当性を主張し、本件申立文書の開示を求めていると解される。

しかし、条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

したがって、申立人が主張する個別的理由によって特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人の権利利益を害するおそれのある情報を公にすることが、一般に人の財産等を保護するために必要であるとはいえないため、本件処分によって非開示とした情報は本号ただし書イに該当しない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は全部開示すべきである。
- (2) 本件請求は、環境創造局総務部地籍調査課（以下「地籍調査課」という。）が実施した特定マンションの敷地の地籍調査に関するものである。当該地籍調査の際、複数の隣接地権者が虚偽申告を行ったため、あり得ない筆界により登記され、その結果、詐欺的に当該マンションの敷地の一部が略取された。その後、隣接地権者の一人である特定個人が虚偽申告の事実を認め、実施機関へ本件申立文書を提出した。本件申立文書は、一般的な市民要望ではなく、加害者が加害行為の事実を実施機関へ告白した重要な手紙であるため公開されなければならない。
- (3) 当該特定個人が本件申立文書を実施機関へ提出したのと同時期に、申立人に同様の文書がファックスで届いている。その内容は、当該特定個人らの土地がマンションの敷地内に存在するはずがないため、偽りの境界のポイントは抹消すべきであるとの告白である。申立人にファックスで届いた文書が本件申立文書と同一であることを確認するために本件請求をしたため、個人情報として理由に保護されるものではなく、全面非開示とする理由はない。
- (4) 当該特定個人は、本件申立文書を実施機関へ提出する前に申立人へ同様の文書をファックスし、実施機関へ提出する旨を明らかにしている。このことは、仮に本件申立文書が公開されても構わないという意図であると考えられるため、公にすることによる個人の権利利益の侵害などそもそも存在しない。公にせず問題解決の糸口

を閉ざしてしまうことの方が当該特定個人にとってより甚大な不利益となる。

- (5) また、本件申立文書には第三者の氏名も含まれるとあるが、当該第三者は、虚偽申告の当事者である。よって、加害行為を実行した人物の氏名であり、その個人情報隠蔽することは、被害者である申立人らの生命、健康、生活又は財産の保護に反する。被害者の権利回復に向けての機会を奪うことになりかねないので、当該個人情報は保護されるべきではない。
- (6) 虚偽申告によって当該マンションが建築基準法（昭和25年法律第201号）上成り立たなくなるなど、当該地籍調査による被害は甚大である。漠然とした侵害行為ではなく、具体的な侵害行為に対する被害者の救済と理解し、個別的理由や個別的事情として切り捨てずに本件申立文書を開示すべきである。逆にこのような情報が非開示とされ、隣接地権者らの詐欺行為が隠蔽されることによって受ける申立人らの損害が回復されない不利益の方が甚大であることを考えれば、条例第7条第2項第2号ただし書イに該当することは明白である。本件申立文書の内容を被害者に伝えるのは実施機関の義務である。
- (7) また、横浜地方裁判所から実施機関に対して、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第226条に基づく文書送付嘱託があった。しかし、実施機関は法令を無視し、条例に基づく情報公開・個人情報保護審査会の審理を理由に文書送付嘱託の拒否をした。

5 審査会の判断

(1) 地籍調査に係る事務について

地籍調査は、地籍の明確化を図るため、筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するもので、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施している。

本市の地籍調査に係る事務は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき「地籍調査事業に関すること」として、地籍調査課が所掌している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、特定年月日付で地籍調査課に提出された本件個人からの手紙である。本件申立文書には、本件個人の氏名、第三者の氏名、地籍調査を実施した特定の土地に関する本件個人の実施機関への要望等が記載されている。

実施機関は、本件申立文書全体を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、本号ただし書では、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記載されている情報は、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別され又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当するとして本件申立文書全体を非開示としている。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、本件個人の氏名及び第三者の氏名とともに、本件個人の実施機関への要望等が記載されていることが認められた。

本件個人の氏名及び第三者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

また、本件個人の実施機関への要望等は、本件個人の見解、主張及び内心の秘密に関する具体的な内容であって、個人の機微に触れる情報であることが認められた。このような情報は、公にすることを想定していない情報であって、一般に他人には知られたいくない情報であると認められる。よって、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができない情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められることから、本件個人の実施機関への要望等は本号本文後段に該当する。

したがって、本件申立文書全体が本号本文に該当する。

エ また、申立人は、本件申立文書を公にすることは、被害者である申立人らへの侵害行為の救済のために必要であるとして、本号ただし書イに該当すると主張している。

本号ただし書イの規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回る際にはこれを開示する趣旨である。

本件申立文書は、本件個人から実施機関へ提出された手紙であって、その内容は前記ウで述べたとおり、個人の機微に触れる情報である。よって、公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとはいえないため、本号ただし書イには該当しない。また、これらの情報は、本号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない。

(4) 申立人の主張について

申立人は、本件申立文書と同様の文書が申立人にファックスで届いており、ファックスで届いた文書が本件申立文書と同一であることを確認するために本件請求をしたと主張している。また、本件申立文書に記載された第三者は、虚偽申告の加害者であるとし、これらの理由から本件申立文書は個人情報として理由に保護されるものではなく、開示すべきであると主張している。

しかし、本市の条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

その他申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年2月22日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年3月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年3月16日 (第135回第三部会) 平成24年3月22日 (第203回第一部会) 平成24年3月23日 (第210回第二部会)	・諮問の報告
平成24年3月26日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成24年7月10日 (第217回第二部会)	・審議
平成24年7月24日 (第218回第二部会)	・審議
平成24年8月28日 (第219回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年9月11日 (第220回第二部会)	・審議
平成24年10月1日 (第221回第二部会)	・審議